

監査公表第 695 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項及び第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第 10 項に規定する意見を決定しましたので、次のとおり公表します。

平成 26 年 5 月 2 日

京都市監査委員 大 西 均  
同 久 保 勝 信  
同 西 村 京 三  
同 海 沼 芳 晴

平成 25 年度財政援助団体等監査公表

監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（出資団体監査，財政援助団体監査，公の施設の指定管理者監査及び随時監査）

監査の対象年度 平成 24 年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

監査の実施期間 平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月まで

監 査 の 方 法 関係帳簿，証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い，必要なものについて実地調査を実施した。

監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 京都岡崎魅力づくり推進協議会	(財援)
2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	(出資) (財援) (指定)
3 公益財団法人京都市ユースサービス協会	(出資) (財援) (指定)
4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	(出資) (財援) (指定)
5 財団法人京都市体育協会 (現 公益財団法人京都市体育協会)	(出資) (財援) (指定)
6 時代祭協賛会	(財援)

団 体 名	区 分
7 社会福祉法人京都総合福祉協会	(財援) (指定) (随時)
8 社会福祉法人京都保育センター	(指定) (随時)
9 社会福祉法人洛南福祉会	(財援) (随時)
10 株式会社アーキエムズ	(指定)
11 公益財団法人京都市都市緑化協会	(出資) (財援) (指定)
12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団	(出資) (財援)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

#### 表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。

# 1 京都岡崎魅力づくり推進協議会

## (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表 潮江宏三	設立年月日	平成 23 年 7 月 8 日
事務所所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	関係者の積極的な参加の下、役割分担と合意形成を図りながら、岡崎地域活性化ビジョンを推進し、岡崎地域の魅力向上に資することを目的として、次の活動を行う。 ア 岡崎地域の歴史や資源、魅力に関する情報を収集し、発信する事業 イ 岡崎地域の魅力を創造し、向上させる事業 ウ 岡崎地域の資源や活動等を結び付けるための連絡・調整等 エ その他目的を達成するために必要な活動		

## (2) 財政援助団体監査

### ア 監査の対象とした負担金

(単位：千円)

負担金名	負担金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
「京都岡崎魅力づくり推進協議会」運営及び事業負担金	39,600	岡崎地域の魅力向上	京都岡崎魅力づくり推進協議会の運営及び実施事業	事業費を対象として予算の範囲内の額	総合企画局市民協働政策推進室

### イ 負担金に係る事業及び収支の状況

#### (ア) 事業の状況

- a 岡崎・あかりとアートのプロムナード（秋・春）
  - (a) 岡崎ときあかり ～あかりとアートのプロムナード 2012
  - (b) 岡崎桜回廊ライトアップ&十石舟めぐり
- b 神宮道を楽しく歩ける空間とする社会実験「京都岡崎レッドカーペット」
- c 魅力創出・発信事業
  - (a) 「地図で読む 京都・岡崎年代史」の活用と販売促進
  - (b) 魅力創出事業
    - ・ 無鄰庵煎茶会
    - ・ 岡崎オータムフェスタ' 12
  - (c) 情報発信の充実・強化

- ・ ウェブの強化（ホームページの強化やフェイスブックの活用など）
- ・ 京都岡崎魅力づくり推進協議会のシンボルマーク策定（公募型）

d 事務局の運営

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	39,600	事業費	33,700
		運営費	5,900
合 計	39,600	合 計	39,600

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 会計規程の整備

京都岡崎魅力づくり推進協議会会計規程（以下「推進協議会会計規程」という。）について、現金出納に関する規定が置かれていなかったため、現金の管理について現金出納簿を備えていないなど、その内容に不備が見られた。

会計規程は組織的な会計事務を行ううえでの基本となるものであることから、実務に照らし必要な整備を行うよう、京都岡崎魅力づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）に対して指導し、改められたい。

(b) 予算の執行管理

支出は総会で決定された予算に基づいて行わなければならないが、予算を超過して支出しているものがあつた。

予算を超過した支出を行わないよう徹底するとともに、予算の不足が見込まれる場合には、その補正等により対応するよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。

(c) 専決権限の行使

推進協議会会計規程によると、収入は出納役の専決事項とされているが、これを出納主任が決定しているものがあつた。

事案ごとに専決者を確認し、専決権限を有する者が決定するよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。

(d) 領収書の取扱い

現金による収入の際は、領収書を発行する必要があるが、発行していないものがあつた。

領収書は、現金による収入の全件について発行するとともに、出納役は、収入決定の際に現金、現金出納簿及び領収書の控えにより確認を行うよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。

(e) 支出の決定

推進協議会会計規程によると、支出は全て事前に支出決定行為を行わなければならないとされているが、調達後に請求書や領収書をもって起案していた。

支出の決定は、事前の決定を経て行うよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。

(f) 資産の管理

販売目的で作成した物品について、在庫の管理に当たり台帳を作成していなかったものや台帳の記入を誤っていたものがあつた。また、見本及び謹呈として無料配布する明確な基準を定めていなかった。

販売目的の物品は、その販売により現金収入となるものであるため、台帳により厳格に管理するとともに、見本及び謹呈による無料配布については明確な基準を定めるよう、推進協議会に対して指導し、改められたい。

## 2 公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

### (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 斧出節子	設立年月日	平成 5 年 5 月 24 日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	男女の自立と社会のあらゆる分野の活動への対等な参画を促進するため、市民の主体的な活動を喚起しながら必要な事業を展開し、男女が個人として尊重され、その能力が発揮できる、男女共同参画の理念の息づく都市、京都の実現に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会（以下「男女共同参画推進協会」という。）の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 男女共同参画に関する情報及び資料の収集、保存及び提供
- (イ) 男女共同参画社会の形成のための調査及び研究
- (ウ) 男女共同参画社会の実現を目指す取組の普及促進のための広報、啓発及び学習支援
- (エ) 男女共同参画に関する相談
- (オ) 男女共同参画に関する市民の活動の支援及び相互交流の促進
- (カ) 男女共同参画に関する施設の管理運営
- (キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	98,352	107,112	△ 8,759
未収入金	363	879	△ 516
仮払金	739	657	81
小口現金	50	50	—
前払金	347	432	△ 85
流動資産合計	99,852	109,133	△ 9,280
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,000	20,000	—
投資有価証券	30,000	30,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	53,756	48,304	5,452
備品更新準備資金	6,198	7,000	△ 801
施設改良準備資金	5,000	5,000	—
図書情報室活性化資金	8,000	—	8,000
省エネルギー化資金	5,400	—	5,400
施設改良資金24	3,000	—	3,000
20周年記念事業準備資金	7,000	—	7,000
特定資産合計	88,354	60,304	28,050
(3) その他の固定資産			
什器備品	7,040	7,804	△ 764
ソフトウェア	6,225	8,140	△ 1,915
電話加入権	1,580	1,580	—
出資金	10	10	—
保証金	5	5	—
その他固定資産合計	14,860	17,540	△ 2,680
固定資産合計	153,215	127,844	25,370
資産合計	253,068	236,977	16,090
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	19,140	18,175	965
預り金	1,090	1,407	△ 316
前受金	6,346	7,741	△ 1,395
流動負債合計	26,577	27,323	△ 746
2. 固定負債			
退職給付引当金	53,593	51,769	1,824
固定負債合計	53,593	51,769	1,824
負債合計	80,170	79,092	1,077
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	7,207	10,105	△ 2,898
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
指定正味財産合計	7,207	10,105	△ 2,898
2. 一般正味財産	165,689	147,779	17,910
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(88,354)	(12,000)	(76,354)
一般正味財産合計	165,689	147,779	17,910
正味財産合計	172,897	157,885	15,012
負債及び正味財産合計	253,068	236,977	16,090

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	313	289	24
補助金等収入	191,839	178,430	13,409
助成金収入	480	2,048	△ 1,568
事業収入	29,102	29,971	△ 869
雑収入	2,779	3,039	△ 259
経常収益計	224,514	213,777	10,736
(2) 経常費用			
事業費	206,583	202,354	4,229
経常費用計	206,583	202,354	4,229
当期経常増減額	17,931	11,423	6,507
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職引当特定預金取崩収入	—	—	—
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産除去額	20	52	△ 32
什器備品減価償却額	—	—	—
退職給与引当金繰入額	—	—	—
経常外費用計	20	52	△ 32
当期経常外増減額	△ 20	△ 52	32
当期一般正味財産増減額	17,910	11,370	6,539
一般正味財産期首残高	147,779	136,408	11,370
一般正味財産期末残高	165,689	147,779	17,910
II 指定正味財産増減の部			
受託料収入	—	12,721	△ 12,721
一般正味財産への振替額	△ 2,898	△ 2,615	△ 282
当期指定正味財産増減額	△ 2,898	10,105	△ 13,004
指定正味財産期首残高	10,105	—	10,105
指定正味財産期末残高	7,207	10,105	△ 2,898
III 正味財産期末残高	172,897	157,885	15,012



## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 財務諸表の作成

財務諸表について、本市からの出えん金は指定正味財産に計上すべきところ、一般正味財産に計上していた。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表等を作成するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (b) 事業報告書の作成

事業報告書について、公の施設の管理に係る施設使用料収入を誤って記載していた。

適切な事業報告書を作成するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (c) 小口現金の取扱い

小口現金について、公益財団法人京都市男女共同参画推進協会小口現金取扱要綱に定める金額を超えて手許に現金を保管していたものがあり、また、小口現金出納簿を整備していないなど適切な取扱いとなっていないものがあった。

小口現金は厳格に取り扱うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

###### (d) 契約事務

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会経理規程上、随意契約ができる額を超える予定価格の契約において、競争入札が適当でない合理的な理由を決定書に明記せず、随意契約を締結しているものがあった。

随意契約により契約を締結する場合は、決定書に競争入札が適当でない合理的な理由を具体的に明記するよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 委託契約の履行確認

DV被害者支援インストラクター養成事業委託契約書によると、事業終了後、速やかに事業報告書を提出し、また、契約期間満了後、速やかに委託事業終了報告書を提出するものとされているが、事業報告書及び委託事業終了報告書の提出を受けていなかった。

事業報告書及び委託事業終了報告書について、報告事項等を明確に定めたい。うえで確実に提出を求め、委託業務が適正に履行されたことの確認を行われたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会補助金	6,416	男女共同参画に関する施策の推進	男女共同参画に関する情報及び資料の収集、保存及び提供	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

男女共同参画に関する図書資料の収集及び提供を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,416	人件費	5,171
		事業費	1,245
合 計	6,416	合 計	6,416

## ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

### (ア) 指摘事項

#### a 所管課関係

##### (a) 補助金の交付額の決定等

京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）によると、補助事業等の実績を調査したうえで補助金等の交付額を決定し、補助事業者等に通知するものとされているが、実績報告書の確認後、交付額の決定及び男女共同参画推進協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

## (4) 公の施設の指定管理者監査

### ア 管理している公の施設

男女共同参画推進協会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市男女共同参画センター (愛称「ウィングス京都」)	京都市中京区東 洞院通六角下る 御射山町 262 番 地	施設の管理運営	文化市民局共同参 画社会推進部男女 共同参画推進課

### イ 管理の状況

#### (ア) 事業の状況

- a 男女共同参画に関する活動のための施設の提供
- b 男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- c 男女共同参画に関する講座、研修等の開催
- d 男女共同参画の推進に資する調査及び研究並びに人材育成
- e 男女共同参画に関する相談
- f 男女共同参画に関する活動を行うもの相互の間の連携及び交流の促進

- g 使用の許可に関すること
- h 使用料の徴収に関すること
- i 男女共同参画センターの維持管理に係る業務
- j その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入館者数 (人)	490,827	480,715	489,997	498,482	506,400
施設平均 利用率 (%)	85	85	85	87	90
図書情報室 利用者数 (人)	14,732	14,860	14,162	14,189	12,727

入館者数は、3年連続で増加しており、施設開設後初めて年間 50 万人を超えた。さらに、施設平均利用率は、前年度と比べて増加している。

図書情報室利用者数は、前年度と比べ 1,462 人 (10.3%) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 24 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	180,000	人件費	66,554
		事業費	52,130
		委託費	46,689
		少額修繕費	962
合 計	180,000	合 計	166,336

収支差額 13,663 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

京都市男女共同参画センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」と

いう。)及び付属設備使用明細書については、公金収納の根拠となる書類であるが、次のような事例があった。

- ・ 付属設備の使用変更について、適切に記載していないものを受領していた。
- ・ 使用許可申請書及び付属設備使用明細書に公金収納受託者印を押印していなかった。

使用許可申請書及び付属設備使用明細書の記載内容の確認等は適切に行うよう、男女共同参画推進協会に対して指導し、改められたい。

## b 所管課関係

### (a) 事業報告書の提出

指定管理に関する協定書によると、事業報告書の提出は翌年度の4月末日までにしなければならないとされているが、この期限内に受領していなかった。

事業報告書の受領は、適正に行うよう改められたい。

### (b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する協定書について、前年度の貸与物品一覧を添付していた。

物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物とが一致することを確認したうえで協定を締結されたい。

### (c) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用については、京都市公有財産規則（以下「市公有財産規則」という。）に基づき事務処理を行うこととされているが、所定の手続を経ることなく施設を目的外に使用させているものがあった。

行政財産の目的外使用の許可手続を適正に行うよう改められたい。

### 3 公益財団法人京都市ユースサービス協会

#### (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 遠藤保子	設立年月日	昭和 63 年 3 月 29 日
事務所所在地	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地 京都市中京青少年活動センター内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	青少年が市民社会の担い手として成長するため、京都市及び関係機関・団体等と協調し、自主的な活動の機会の提供と、課題を乗り越えるための必要な支援を行うとともに、市民の文化・福祉・体育活動の振興を図ることを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市ユースサービス協会（以下「ユースサービス協会」という。）の基本財産は 3,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 青少年活動に資する施設の運営を通して行う青少年育成に関する事業並びに市民の文化・福祉・体育活動の振興に資する事業
- (イ) 青少年グループ・団体の交流や情報交換、支援、情報提供にかかわる事業
- (ウ) 就労や自立支援にかかわる事業
- (エ) 青少年に関する調査・研究
- (オ) 青少年に関する施策のうちで法人の目的にかなう事業
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

平成25年 3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	32,623	33,443	△ 819
未収金	629	274	354
立替金	—	8	△ 8
前払金	111	1	109
仮払金	10	10	—
流動資産合計	33,374	33,738	△ 363
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
有価証券	29,992	29,992	—
基本財産預金	8	8	—
基本財産合計	30,000	30,000	—
(2) 特定資産			
退職給与引当預金	24,312	31,206	△ 6,894
減価償却引当預金	2,042	14,712	△ 12,670
特定積立預金	3,570	6,570	△ 3,000
賞与引当預金	14,204	13,208	996
特定資産合計	44,129	65,697	△ 21,568
(3) その他固定資産			
車両運搬具	984	1,312	△ 328
什器備品	1,592	1,292	299
ソフトウェア	4,085	2,800	1,284
電話加入権	74	74	—
その他固定資産合計	6,737	5,481	1,256
固定資産合計	80,866	101,178	△ 20,312
資産合計	114,240	134,916	△ 20,676
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	20,845	27,496	△ 6,651
前受金	274	403	△ 129
預り金	3,266	3,224	42
仮受金	—	—	—
賞与引当金	14,204	13,208	996
流動負債合計	38,590	44,333	△ 5,742
<b>2. 固定負債</b>			
退職給与引当金	24,312	31,206	△ 6,894
固定負債合計	24,312	31,206	△ 6,894
負債合計	62,902	75,539	△ 12,636
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
指定正味財産合計	30,000	30,000	—
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(30,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
<b>2. 一般正味財産</b>			
一般正味財産合計	21,337	29,377	△ 8,039
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(5,612)	(21,283)	(△15,670)
正味財産合計	51,337	59,377	△ 8,039
負債及び正味財産合計	114,240	134,916	△ 20,676

注 斜字部分（正味財産の部の指定正味財産及び一般正味財産における基本財産への充当額及び特定資産への充当額）は、ユースサービス協会の平成24年度決算報告書には記載がないが、財務諸表の注記より記載

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	120		
事業収入	8,171		
補助金等収入	11,349		
受託料収入	351,687		
寄付金収入	297		
雑収入	4,374		
経常収益計	376,001		
(2) 経常費用			
事業費	382,593		
管理費	6,854		
経常費用計	389,448		
当期経常増減額	△ 13,446		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給与引当金取崩益	5,407		
賞与引当取崩額	—		
経常外収益計	5,407		
(2) 経常外費用			
車両運搬具減価償却費	—		
什器備品減価償却費	—		
什器備品除却損	—		
経常外費用計	—		
当期経常外増減額	5,407		
当期一般正味財産増減額	△ 8,039		
一般正味財産期首残高	29,377		
一般正味財産期末残高	21,337		
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	—		
一般正味財産への振替額	—		
当期指定正味財産増減額	—		
指定正味財産期首残高	30,000		
指定正味財産期末残高	30,000		
III 正味財産期末残高	51,337		

注 ユースサービス協会の平成24年度決算報告書では、様式に沿った正味財産増減計算書が作成されていなかった。この正味財産増減計算書は、ユースサービス協会が作成した正味財産増減計算書の数値を定められた様式に沿って記載したものである。



## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 財務諸表の作成

財務諸表の作成において、以下のような事例があった。

- ・ 貸借対照表において基本財産への充当額及び特定資産への充当額の内書きをしていなかった。
- ・ 正味財産増減計算書を定められた様式で作成していなかった。

公益法人会計基準等に沿って適切な財務諸表を作成するよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

###### (b) 受託事業経費の支出

本市からの受託事業実施において、支出するべきではない経費を支出し、収支報告をしているものがあった。

受託事業の実施に当たっては、必要な経費のみを支出し、収支報告を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

##### b 所管課関係

###### (a) 委託事業の内容

地方自治法において私人の公金取扱いは制限されており、支出事務を委託できる経費は同法施行令に定められているが、それに該当しない助成金の支出事務を委託しているものがあった。

本市とユースサービス協会との間で当該事業の実施主体を明確にし、これに応じた適正な支出方法に改められたい。

### (3) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人 京都市ユース サービス協会 補助金	11,246	青少年の健 全な育成に 寄与するた め	ユースサービ ス協会の運営 及びユースサ ービス協会が 行う青少年指 導者養成に関 する事業等	予算の範囲 内において、 事業に要す る経費のう ち、市長が必 要と認める 額	文化市民局共 同参画社会推 進部勤労福祉 青少年課

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 事業の状況

情報発信事業、市民参加促進事業、青少年支援関係団体のネットワーク形成事業、調査・研究・研修事業及び事業企画・運営体制充実の取組を行った。

##### (イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	11,246	事業費	11,326
その他事業収入	80		
合 計	11,326	合 計	11,326

#### ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

##### (ア) 指摘事項

###### a 所管課関係

###### (a) 交付の条件

補助金条例によると、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付して交付するものとされているが、必要な条件を付さずに交付決定をしていた。

補助金条例に従い、必要な条件を付して補助金の交付を決定するよう、改

められたい。

#### (4) 公の施設の指定管理者監査

##### ア 管理している公の施設

ユースサービス協会は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間、京都市青少年活動センター（以下「青少年活動センター」という。）7館の指定管理者となっている。

このうち、京都市下京青少年活動センター（以下「下京青少年活動センター」という。）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市下京青少年活動センター	京都市下京区西七条北東野町90番地	施設の管理運営及び青少年活動を振興する事業	文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課

##### イ 管理の状況

###### (ア) 事業の状況

- a 勤労青少年の教養の向上及び青少年の社会参加の促進のための講座、研修等の開催
- b 青少年活動のための施設の提供
- c 青少年活動の指導者の養成
- d 青少年活動に関する情報の収集及び提供
- e 青少年活動に関する相談
- f その他市長が必要と認める事業

###### (イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
青少年等	36,830	25,963	25,984	28,044	29,953
一 般	2,835	2,621	3,050	2,979	3,043
事業参加者	21,657	18,911	17,943	15,437	13,198
利用者合計	61,322	47,495	46,977	46,460	46,194

注 表中の「一般」とは、京都市青少年活動センター条例第5条第4号に規定する青少年活動センターを使用する資格を有する利用者

平成 24 年度における下京青少年活動センターの利用者数は、青少年等の施設利用の促進を図るため地域共催事業を縮小したことにより、前年度と比べ事業参加者が減少したが、青少年等の利用が 1,909 人（6.8%）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 24 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	285,535	人件費	217,045
		建物管理等	43,160
		事業費	16,325
		管理事務費	2,919
		その他	20,796
合 計	285,535	合 計	300,248

収支差額 △14,713 千円

注 表記は、青少年活動センター7箇所全体を一括計上している。

使用料収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
使用料収入	青少年活動センター7箇所全体	11,754	21,039	23,464	23,626	24,053
	下京青少年活動センター	1,035	2,657	3,157	3,059	2,776

下京青少年活動センターの平成 24 年度の使用料収入については、前年度に比べ 28 万円（9.2%）の減少となった。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 公金収納に係る事務

京都市青少年活動センター条例（以下「青少年活動センター条例」）によると、青少年活動センターを使用する者は、原則として使用料を前納しなければ

ばならないとされているが、特別の理由なく使用後に徴収しているものや未徴収となっているものがあった。

使用料の徴収については、青少年活動センター条例に従い、適正な事務を行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

(b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する契約書に基づき本市から貸与された物品について、貸与物品一覧に記録はあるが、現物が確認できない物品があった。

貸与物品については、物品の貸与及び管理に関する契約書に従い、管理を適正に行うよう、ユースサービス協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、収入の一部を記載していない事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(b) 貸与物品の管理

本市からの貸与物品について、物品の貸与及び管理に関する契約書に記載していないものがあった。

京都市物品会計規則（以下「市物品会計規則」という。）の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう改められたい。

#### 4 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

##### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 佐野 豊	設立年月日	平成 5 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 26		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>京都市世界文化自由都市宣言の理念に基づき、音楽、演劇、舞踊その他の芸術及び芸能を振興し、国内外へ発信することにより、京都が優れた文化を創造し世界文化交流の中心であり続けることに寄与するとともに、市民が生きがいのある文化的な生活を送ることができる社会づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>ア 芸術及び芸能の振興並びに伝統芸能の継承及び発展に資する事業          イ 京都の文化芸術の国内外への発信と交流の促進に資する事業          ウ 京都市交響楽団による芸術の振興及び発信に資する事業          エ 文化芸術を通して地域社会の活性化や健全な発展に寄与する事業          オ 文化芸術の振興拠点として、創造的な活動が不断に行われるための施設の管理運営          カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		

##### ア 出資の状況

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(以下「音芸財団」という。)の基本財産は1億300万円であり、5,500万円(53.4%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

##### イ 事業の状況

###### (ア) 公益目的事業

###### a 京都コンサートホール

- (a) 自主・共催事業の実施
- (b) 指定管理者業務の受託

###### b 地域文化会館(東部文化会館, 呉竹文化センター, 西文化会館ウエスティ, 北文化会館, 右京ふれあい文化会館)

- (a) 自主事業の実施
- (b) 指定管理者業務の受託

###### c 京都会館

- (a) 京都会館運営検討業務の受託

###### d 京都市交響楽団

- (a) 自主事業の実施

- (b) 共催事業, 受託事業の実施
- e 施設の管理運営のための取組
  - (a) 広報・営業活動
    - ・ 広報・広告媒体の活用による広報
    - ・ 自主媒体による広報（会報誌「コンサートガイド」, 催し物案内の発行等）
  - (b) 集客のための取組
    - ・ 会員制度の企画・運営（京都コンサート Club, スペシャルメンバーズ, 京響友の会等）
    - ・ 割引制度の運営（シニア制度, スチューデント制度, 地域文化会館割引制度等）
    - ・ ウィークデーパッケージプランの運用
    - ・ インターネットによる京都コンサートホール・京都市交響楽団自主事業チケット販売
- f サービス向上の取組
  - (a) お客様満足度向上委員会（CS委員会）の推進
  - (b) アンケート調査の実施及びお客様ご意見箱の設置
  - (c) ホームページの充実
- (イ) 収益事業
  - a 駐車場の管理運営
  - b 京都コンサートホールグッズ販売等
  - c プレイガイドの運営
  - d 自動販売機の管理運営

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	191,317	273,562	△ 82,244
未収金	90,402	105,204	△ 14,801
貯蔵品	5,340	4,966	374
立替金	1,474	361	1,112
仮払金	214	—	214
流動資産合計	288,749	384,094	△ 95,345
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	83,000	83,000	—
定期預金	20,000	20,000	—
基本財産合計	103,000	103,000	—
(2) 特定資産			
記念事業引当資産	158,186	158,186	—
管理運営引当資産	369,305	369,305	—
退職給付引当資産	204,636	214,572	△ 9,935
特定費用準備資金	76,587	—	76,587
特定資産取得・改良資金	8,000	—	8,000
特定資産合計	816,716	742,064	74,652
(3) その他固定資産			
什器備品	10,791	13,136	△ 2,345
電話加入権	314	314	—
その他固定資産合計	11,105	13,450	△ 2,345
固定資産合計	930,821	858,515	72,306
資産合計	1,219,571	1,242,609	△ 23,038
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	105,413	182,215	△ 76,801
未払法人税等	320	21,888	△ 21,568
前受金	105,479	91,345	14,133
預り金	40,881	57,425	△ 16,544
仮受金	—	23	△ 23
流動負債合計	252,093	352,897	△ 100,803
2. 固定負債			
退職給付引当金	204,636	214,572	△ 9,935
固定負債合計	204,636	214,572	△ 9,935
負債合計	456,730	567,470	△ 110,739
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産	55,000	55,000	—
(うち基本財産への充当額)	(55,000)	(55,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産	707,841	620,139	87,701
(うち基本財産への充当額)	(48,000)	(48,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
正味財産合計	762,841	675,139	87,701
負債及び正味財産合計	1,219,571	1,242,609	△ 23,038



## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,241	1,242	0
特定資産運用益	2,341	3,625	△ 1,284
事業収益	1,278,081	1,490,969	△ 212,888
受取補助金等	644,407	623,662	20,745
雑収益	5,541	4,106	1,434
経常収益計	1,931,612	2,123,606	△ 191,993
(2) 経常費用			
事業費	1,817,789	2,076,810	△ 259,020
管理費	25,801	26,146	△ 344
経常費用計	1,843,591	2,102,956	△ 259,365
当期経常増減額	88,021	20,649	67,371
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
引当金戻入益	—	94,145	△ 94,145
経常外収益計	—	94,145	△ 94,145
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	94,145	△ 94,145
他会計振替額	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	88,021	114,795	△ 26,774
法人税、住民税及び事業税	320	21,888	△ 21,568
当期一般正味財産増減額	87,701	92,906	△ 5,205
一般正味財産期首残高	620,139	527,233	92,906
一般正味財産期末残高	707,841	620,139	87,701
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	55,000	55,000	—
指定正味財産期末残高	55,000	55,000	—
III 正味財産期末残高	762,841	675,139	87,701

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 料金徴収事務の委託

委託業務仕様書に具体的に内容を定めることなく、京都コンサートホールの駐車場における利用料金の徴収、回収、収納報告等の事務を、施設警備の委託先である警備会社職員に行わせていた。

現金の取扱いを伴う業務委託については、業務の仕様等を具体的に定め、責任の所在等を明確にしたうえで委託するよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。

###### (b) 団体所有の備品管理

音芸財団で取得した物品について、備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していなかった。

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程に基づき適正に管理するよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。

## (3) 財政援助団体監査

### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団補助金	644,407	京都市交響楽団の運営を維持し、本市の文化施策の推進を図るため	京都市交響楽団の運営に要する経費	予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

#### (ア) 事業の状況

京都市交響楽団の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	644,407	派遣職員人件費 事務費	644,403 3
合 計	644,407	合 計	644,407

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり意見を付しました。

(ア) 意見

a 所管課関係

(a) 職員の派遣

本市補助金をもって、その人件費に充てている京都市交響楽団員は、本市の非常勤嘱託員に位置付けられており、地方公務員法上の特別職に該当するものであるが、本市から音芸財団へ派遣され、音芸財団の職務に従事している。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、例外的な職員派遣の法的ルールとして、一般職の地方公務員の派遣のみについて規定し、特別職の地方公務員の派遣については何ら規定していないこと等に照らすと、この派遣の可否については、可否両者の考え方があり得るところではあるが、なお、その法的妥当性については、疑義が払拭できているとは言い難い。

引き続き、京都市交響楽団員の派遣の在り方について必要な検証等を行い、より適正なものとするよう努められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

音芸財団は、平成24年度において、京都コンサートホール及び京都市北文化会館等5文化会館の指定管理者となっている。

このうち、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間、指定管理者となっている、京都市東部文化会館を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所 管 課
京都市東部文化会館	京都市山科区榎辻西浦町1番地の8	施設の管理運営	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

## イ 管理の状況

### (ア) 事業の状況

- a 音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物のための施設の提供
- b 講習、研修、会議等のための施設の提供
- c 京都市東部文化会館の維持管理
- d その他市長が必要と認める業務

### (イ) 利用の状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入場者数(人)	46,154	39,729	48,652	39,544	50,928
会館利用率(%)	55	54	60	58	60

注 平成20年度～22年度は、芸術文化活動を行う団体(演劇・音楽・ダンス)等に地域文化会館を活動拠点として提供する「フランチャイズ化事業」業務として京都市から受託(団体の選考、事業の運営等の受託)

平成24年度の利用状況を見ると、入場者数は平日のホール利用促進と追加利用に対するサービス向上等により前年度と比べ1万1,384人(28.8%)の増加となり、会館利用率は、平成23年度から実施した利用料金割引制度や受付時間の延長が浸透したことなど、利用者の利便性の向上の取組等により前年度と比べ2ポイントの増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	272,927	人件費	273,586
利用料金	183,101	事業費	104,982
		委託費	49,338
		小額修繕費	8,908
合 計	456,028	合 計	436,816

収支差額 19,211千円

注 文化会館5施設一括契約のため5施設合計で計上している。

過去5年間の収入は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
文化会館全体 (5施設合計)	151,821	155,285	143,929	181,322	183,101
東部文化会館	25,511	26,403	25,576	29,791	30,719

注1 文化会館全体の収入には、駐車場料金を含む。

2 平成22年度までは使用料収入であり、平成23年度から利用料金収入となっている。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理施設の利用料金

京都コンサートホールの駐車場利用料金について、利用者からの申請及び音芸財団内部での決定がなく、根拠が不明確な料金割引を実施していたものがあつた。また、その割引について、市の承諾を得ていなかった。

料金の割引については、適正な手続を経て行うよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。

(b) 再委託の承諾

指定管理に関する協定書において、第三者への委託が可能とされた業務以外の業務について、市の承認を得ることなく再委託が行われていたものがあった。

再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、音芸財団に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 行政財産の目的外使用許可に係る事務

指定管理に関する協定書において、目的外使用部分の光熱水費の徴収については市が行うとされているが、次のような事例があった。

- ・ 光熱水費を指定管理者に徴収させていた。
- ・ 使用許可条件等に免除する旨を明記することなく電気代を徴収していないものがあった。

協定書等に基づき適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 貸与物品の管理

本市から音芸財団に対して指定管理業務に要する物品を貸与しているが、物品の貸与及び管理に関する協定書に記載されていない本市の備品があるなど適正に管理されていないものがあった。

定期的に備品台帳と物品との照合を行うなど、適正な物品管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

## 5 財団法人京都市体育協会（現 公益財団法人京都市体育協会）

### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 内田昌一	設立年月日	昭和 59 年 6 月 21 日
事務所所在地	京都市右京区西京極新明町 1 番地		
目 的 (団体の寄付行為に基づく。)	多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及・振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

財団法人京都市体育協会（以下「体育協会」という。）の基本財産は 6,150 万円であり、3,000 万円（48.8%）を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局市民スポーツ振興室である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 京都市内における競技力向上のための方針の審議及び確立
- (イ) 加盟団体の強化及び発展並びにこれら団体間の連絡及び融和
- (ウ) スポーツ指導員の育成及び市民に対するスポーツの指導
- (エ) 各種スポーツ事業の実施
- (オ) 京都市等の公共的団体から指定及び委託を受けた体育施設の管理運営
- (カ) 京都市等の公共的団体の委託を受けてのスポーツ事業の実施
- (キ) 京都市をはじめとする市内の公共的団体の諮問に対する審議及びその施策への協力
- (ク) 京都市スポーツ少年団の育成
- (ケ) その他この法人の目的を達成するための事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	147,784	171,104	△23,319
未収金	42,646	60,401	△17,755
前払金	1,020	58	962
立替払	—	75	△75
流動資産合計	191,451	231,640	△40,189
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	31,500	31,500	—
定期預金	30,000	30,000	—
基本財産合計	61,500	61,500	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	34,216	28,306	5,910
施設整備引当資産	163,010	163,010	—
特定資産合計	197,226	191,316	5,909
(3) その他固定資産			
建物	2,737	2,737	—
建物減価償却累計額	△1,625	△1,433	△191
車両運搬具	9,771	9,771	—
車両運搬具減価償却累計額	△7,332	△5,603	△1,728
什器備品	31,484	31,484	—
什器備品減価償却累計額	△28,669	△26,287	△2,382
リース資産	5,953	8,814	△2,861
リース資産減価償却累計額	△5,718	△6,939	1,220
リサイクル預託金	30	30	—
その他固定資産合計	6,631	12,574	△5,942
固定資産合計	265,358	265,391	△32
資産合計	456,809	497,031	△40,222
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	57,256	125,327	△68,070
未払消費税	1,634	1,148	486
リース債務	246	1,969	△1,722
前受金	4,604	8,762	△4,158
預り金	2,358	2,721	△362
仮受金	5	69	△64
流動負債合計	66,106	139,998	△73,891
2. 固定負債			
退職給付引当金	34,216	29,987	4,229
固定負債合計	34,216	29,987	4,229
負債合計	100,322	169,985	△69,662
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	31,500	31,500	—
指定正味財産合計	31,500	31,500	—
(うち基本財産への充当額)	(31,500)	(31,500)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(30,000)	(30,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(163,010)	(163,010)	(—)
正味財産合計	356,486	327,046	29,440
負債及び正味財産合計	456,809	497,031	△40,222



## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	176	180	△3
特定資産運用益	405	839	△434
受取入会金	—	20	△20
受取会費	1,140	1,170	△30
事業収益	480,426	546,534	△66,107
施設改修等負担金交付金収益	45,604	27,851	17,752
受取補助金等	34,222	33,433	789
雑収益	10,080	8,466	1,613
他会計からの繰入額	—	—	—
引当金取崩額	—	900	△900
経常収益計	572,055	619,396	△47,340
(2) 経常費用			
事業費	450,539	480,757	△30,217
管理費	85,581	103,253	△17,671
他会計への繰出額	—	—	—
引当金繰入額	6,493	—	6,493
経常費用計	542,615	584,010	△41,394
当期経常増減額	29,440	35,385	△5,945
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	174,621	△174,621
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	174,621	△174,621
当期一般正味財産増減額	29,440	210,007	△180,566
一般正味財産期首残高	295,546	85,539	210,007
一般正味財産期末残高	324,986	295,546	29,440
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	31,500	31,500	—
指定正味財産期末残高	31,500	31,500	—
III 正味財産期末残高	356,486	327,046	29,440

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 契約事務

契約を行う場合はできる限り競争の原理を採り入れる必要があるが、契約を行う場合の方法及び手続について、体育協会内部における具体的な取扱いが明確には定められておらず、契約に当たって、特定の業者と随意契約を行っているもののうち、当該業者以外では履行が不可能である理由が不明確なものがあった。

本件については、体育協会を対象とした前回の監査においても指摘し、措置を講じた旨の通知を受けていたにもかかわらず、同様の問題が再び見られたものであるため、契約の手続等の具体的な取扱いについてより明確に規定するなど、実効性のある措置を改めて講じ、同様の事例を生じさせないよう、体育協会に対して指導し、改められたい。

###### (b) 現金出納簿の記帳

資金前渡を受けた現金の出納状況について、現金出納簿に適正に記帳されていないものがあった。

現金出納簿の記帳を適正に行うよう、体育協会に対して指導し、改められたい。

##### b 所管課関係

###### (a) 委託事業の内容

地方自治法において私人の公金取扱いは制限されており、支出事務を委託できる経費は同法施行令に定められているが、京都市競技スポーツ強化振興事業委託（以下「スポーツ強化振興事業委託」という。）における業務内容を見たところ、受託事業費から体育協会加盟の競技団体に対して助成金を交付しているものがあり、同法施行令に定められた範囲外の経費の支出事務を委託していた。

また、この事業については、体育協会の主催又は体育協会と本市の共催で実施されており、このような業務実態からすれば、本市の支出は、協会が実施する事業に対する助成と捉えられるものであり、委託料として支出することは適当ではない。

本市と体育協会との間で事業の実施主体を明確にし、これに応じた適正な支出方法へ改められたい。

(b) 委託業務の履行

スポーツ強化振興事業委託において、業務の履行状況を見たところ、次のような事例があった。

- ・ 過去に制定した要綱等に基づき委託事業が実施されているが、委託内容の詳細について体育協会が定める規定となっていることから、見積書や要綱等に記載された内容と、実績報告書に記載された内容が異なっているものがあつた。
- ・ 実績報告書の内訳と決算書の数値が一致していなかった。

京都市契約事務規則（以下「市契約事務規則」という。）の趣旨に則り、毎年度契約の都度、本市が責任を持って内容を確定した仕様書により委託内容の範囲を明確に定めるとともに、履行の確認に当たっても、その内容を十分確認する等、契約内容と報告内容とを整合させるよう改められたい。

### (3) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 財団法人京都市体育協会補助金	24,824	市民スポーツの普及・振興に関する事業を積極的に推進するため	体育協会の運営及び事業に要する経費	予算の範囲内で対象事業のうち市長が必要と認める額	文化市民局市民スポーツ振興室
(イ) 京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金	482	京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会に出場する京都市選手団派遣のため	旅費交通費等選手派遣に必要な経費	予算の範囲内で対象事業のうち市長が必要と認める額	
合計	25,306				

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 財団法人京都市体育協会補助金

##### a 事業の状況

体育協会の運営及び事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	25,306	事業費	55,816
府体協補助金	470	管理費	85,581
その他補助金	2,046	引当金繰入額	6,493
基本財産運用益	176		
特定資産引用益	405		
受取会費	1,140		
事業収益	27,965		
雑収益	981		
他会計からの繰入額	123,081		
合 計	181,572	合 計	147,892

収支差額 33,679 千円

注 この表は体育協会一般会計の収支状況を表している。

(イ) 京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金

a 事業の状況

第 35 回京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会へ京都市選手団を派遣した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	482	参加料	89
団体負担分	310	旅費交通費	703
合 計	792	合 計	792

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付の決定

補助金条例によると、補助金の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を調査するものとされているが、財団法人京都市体育協会補助金の

交付申請書に添付された事業計画書及び収支予算書が補助対象事業以外のものも含んだ体育協会全体のものであり、補助金の交付申請額の内訳に対応する補助対象事業の具体的な内容及び収支が明確になっていなかった。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、次のような事例があった。

- ・ 財団法人京都市体育協会補助金について、実績報告に添付された事業報告書及び収支決算書が体育協会全体のものであり、補助の対象となる事業についての収支を確認することができなかった。
- ・ 財団法人京都市体育協会補助金及び京都府民総合体育大会市町村対抗競技大会京都市選手団派遣補助金について、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び体育協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

体育協会（共同事業体を含む。）は、平成 24 年度において、京都市有料運動公園、京都市市民スポーツ会館及び京都市体育館等 22 施設の指定管理者となっている。

このうち、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、特定非営利活動法人京都市サッカー協会と共に、京都市体育協会グループとして指定管理者となっている京都市宝が池公園運動施設（以下「運動施設」という。）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市宝が池公園運動施設（球技場、テニスコート、A会議室、B会議室及び構内地に限る。）	京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2番地	施設の管理運営	文化市民局市民スポーツ振興室

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 施設の運営及び維持管理に関する業務
- b 公園での行為許可、施設の利用許可及び使用許可（「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム（以下「予約システム」という。）」によるものを除く。）並びにそれらの利用制限や指導に関する業務
- c 施設の利用料金の設定及び徴収並びに施設使用料の徴収（「予約システム」によるものを除く。）に関する業務
- d 京都市体育協会グループの持つノウハウを活用し、新しい工夫を採り入れた事業の実施や、利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進
- e 災害時の危機管理体制の確保等の不測の事態における対応
- f その他京都市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：件)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
球技場	247	219	247	199	172
テニスコート	8,534	8,507	8,636	9,558	9,574
合 計	8,781	8,726	8,883	9,757	9,746

平成24年度の利用状況を見ると、球技場の利用件数は平成25年1月から3月まで人工芝張替えにより供用停止していたため、前年度と比べ27件（13.6%）の減少となったが、テニスコートの利用件数は16件（0.2%）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	52,500	人件費	14,741
利用料金収入	12,450	物件費	58,731
事業収入	14,233	事業費	1,609
その他収入	167		
合 計	79,351	合 計	75,082

収支差額 4,268千円

注 この表は、京都市体育協会グループの収支状況を表している。

利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用料金収入	15,113	15,735	15,386	15,530	12,450

注 この表は、平成20年度から平成22年度までは体育協会の、平成23年度以降は京都市体育協会グループの利用料金収入状況を表している。

平成24年度の利用料金収入については、前年度に比べ308万円（19.8%）の減少となった。

#### ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

##### (ア) 指摘事項

###### a 団体関係

###### (a) 施設の利用許可

京都市宝が池公園運動施設条例（以下「運動施設条例」という。）によると、施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、指定管理者として指定を受けている京都市体育協会グループではなく体育協会の名称で利用許可を行っていた。

運動施設条例に従い、指定を受けた指定管理者名で許可を行うよう、体育協会に対して指導し、改められたい。

###### b 所管課関係

###### (a) 指定管理者が行う業務の範囲

運動施設条例によると、施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、指定管理に関する協定書において、指定管理者が行う施設の使用許可等のうち、本市が体育協会に業務委託している予約システムにより施設を使用するものについては指定管理者が行う業務の範囲外としていたほか、予約システムにより施設を使用するものについて根拠が不明確なまま体育協会に施設の使用許可等を行わせていた。また、申請者に対する使用許可の通知行為についても関係規則に反していたものがあつた。



これらの業務の実施に当たっては、本市、指定管理者及び業務受託者との間で実施主体を明確にして行うとともに、実務上の取扱いを踏まえ、条例及び関係規則、指定管理に関する協定書並びに業務委託契約書の内容を整合性のあるものに改められたい。

(b) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書に指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載し提出することとされているが、指定管理業務以外の自主事業に係る収入及び支出を含めて記載した事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

## 6 時代祭協賛会

### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	会長 上田正昭	設立年月日	昭和 42 年 8 月 7 日
事務所所在地	京都市左京区岡崎西天王町 平安神宮内		
目 的 (団体の会則に 基づく。)	文化財に対する愛護精神を涵養し京都市の伝統行事たる時代祭行列の保存 充実を図り伝統文化の向上に資するとともに国際文化観光都市京都のよさを 昂揚することを目的として次の事業を行う。 ア 時代祭行列の保存と行事の経済的支援 イ 行列執行に必要な諸方面への協力要請 ウ 行列保存のための関係資料の収集 エ その他目的達成に必要な事業		

### (2) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
京都市観光振興事 業補助金	6,200	京都市観 光の健全 な発展を 図るため	時代祭の行 列執行に要 する経費	予算の範囲内 で対象事業に 要する経費の 2分の1以内 の額	産業観光局観 光M I C E推 進室

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 事業の状況

時代祭の行列執行に関する事業を行った。

##### (イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	6,200	事業費	22,920
京都府補助金	5,700	会議費	77
その他補助金	8,800	庁費	243
会費	2,570	雑支出	76
雑収入	46		
繰越金	21		
合 計	23,337	合 計	23,317

収支差額 20 千円

注 この表は、時代祭協賛会全体の収支状況を表している。

## ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

### (ア) 指摘事項

#### a 団体関係

##### (a) 現金出納簿の整備

時代祭協賛会会計規則において、現金による支払や管理は認められているが、現金の管理について現金出納簿を備えておらず、現金の出納状況が不明確であった。

現金出納簿を常備して明確な現金管理を行うよう、時代祭協賛会に対して指導し、改められたい。

##### (b) 会計処理

収入及び支出について、事実の発生の都度、会計帳簿に記帳していなかった。

正確な出納状況を把握するため、会計帳簿への記帳については、事実発生後速やかに行うよう、時代祭協賛会に対して指導し、改められたい。

#### b 所管課関係

##### (a) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書を受領するだけで、交付額の決定及び時代祭協賛会への通知を行っていない。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

## 7 社会福祉法人京都総合福祉協会

### (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 飯田哲夫	設立年月日	昭和 47 年 3 月 30 日
事務所所在地	京都市左京区下鴨北野々神町 26 番地 北山ふれあいセンター内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業 障害者支援施設の指定管理</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 障害福祉サービス事業の経営及び指定管理</p> <p>(イ) 児童発達支援センターの経営及び指定管理</p> <p>(ウ) 相談支援事業の経営</p> <p>(エ) 移動支援事業の経営</p> <p>(オ) 老人デイサービス事業の経営</p> <p>(カ) 児童の福祉の増進について相談に応じる事業の経営</p> <p>(キ) 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業の経営（「障害児者の援護，育成活動及びその思想の普及啓発」並びに「障害児者の援護，育成又は更正を目的とする団体との連絡提携事業」）</p>		

### (2) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
京都市心身障害児者レスパイトサービス補助金	2,127	家族等の介護機能の活性化を図り、在宅の心身障害児者の福祉の増進に寄与するため。	レスパイトサービス事業	予算の範囲内で事業に要する費用の一部（人件費相当分）	保健福祉局障害保健福祉推進室

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 事業の状況

鷹峯居宅支援センター及び檜原居宅支援センターにおいてレスパイトサービス事業を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,127	人件費	4,907
利用者等負担金	6,443	事業費	1,719
その他	103	事務費	1,001
		その他	1,000
合 計	8,674	合 計	8,627

収支差額 46 千円

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「京都総合福祉協会」という。）は、平成24年度において、京都市児童療育センター（児童発達支援センター）（以下「児童療育センター」という。）、京都市紫野障害者授産所、京都市障害者支援施設大原野の杜、洛西ふれあいの里（療護園、デイ・サービスセンター、授産園及び更生園）及び京都市桂授産園の指定管理者となっている。

このうち、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間、指定管理者となっている児童療育センター及び京都市紫野障害者授産所を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
(ア) 京都市児童療育センター (児童発達支援センター)	京都市伏見区深草西 浦町六丁目 65 番地	施設の管理 運営	保健福祉局障害保健 福祉推進室
(イ) 京都市紫野障害者授産所	京都市北区紫野雲林 院町 44 番地の 1	同上	

イ 管理の状況

(ア) 児童療育センター

a 事業の状況

(a) 京都市児童福祉センターにおける児童発達支援に関する事業及び福祉型児

童発達支援センターとしての事業

- (b) 施設、附属設備及び備品の保守及び安全等に係る業務
- (c) その他市長が必要と認める業務

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定 員	40	40	40	40	40
年度末在籍児童数					
親子通園	34	36	32	31	32
併行通園	131	133	140	127	131
延べ利用人数	8,039	7,502	7,737	6,992	7,041

注 「親子通園」とは、0歳から未就園の児童を対象に週3回療育を実施する形態をいう。  
また、「併行通園」とは、保育所又は幼稚園等在籍児、若しくは未就園児を対象に週1回又は月2回療育を実施する形態をいう。

平成24年度の年度末在籍児童数は、前年度と比べて増加しており、延べ利用人数においては、49人(0.7%)の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	4,441	人件費	104,261
障害児施設給付費	87,665	経理区分間繰出し	20,535
利用者負担金	1,676	事務費	15,120
委託料収入	42,122	事業費	3,933
補助金収入	12,229	その他	4,164
経理区分間繰入れ	9,735		
その他	3,992		
合 計	161,863	合 計	148,016

収支差額 13,847千円

注1 指定管理料には、建築基準法第12条に基づく点検業務に要する費用を含む。

注2 この表は、京都市総合療育事業費を含めた収支状況を表している。

障害児施設給付費と利用者負担金を合わせた利用料金等収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用料金等収入	77,629	81,382	81,904	79,075	89,342

平成 24 年度の利用料金等収入については、前年度に比べ 1,026 万円 (13.0%) の増加となった。

(イ) 京都市紫野障害者授産所

a 事業の状況

- (a) 障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護事業
- (b) 障害者自立支援法第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援 (B 型) 事業
- (c) 施設、附属設備及び備品の保守及び安全等に係る業務
- (d) その他市長が必要と認める業務

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
定 員	20	20	20	20	20
生活介護				6	6
就労継続支援	20	20	20	14	14
延べ利用人数	4,375	4,327	3,712	4,372	5,026
生活介護				916	1,622
就労継続支援	4,375	4,327	3,712	3,456	3,404

注 平成 22 年度までは、身体障害者通所授産事業を実施。平成 23 年度から障害者自立支援法による多機能型福祉サービス事業所として生活介護事業及び就労継続支援 (B 型) 事業を開始

平成 24 年度の延べ利用人数は、前年度と比べ 654 人 (15.0%) の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく平成 24 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

## (a) 一般会計（生活介護事業等）

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	7,226	人件費	11,940
介護給付費	17,921	事務費	7,424
利用者負担金	275	経理区分間繰入支出	5,420
補助金収入	3,786	事業費等その他	2,354
その他	312		
合 計	29,522	合 計	27,139

収支差額 2,382 千円

## (b) 就労支援事業会計（就労継続支援（B型）事業）

(単位：千円)

収 入		支 出	
訓練等給付費	26,374	人件費	18,381
利用者負担金	539	会計単位間繰入金支出	10,470
補助金収入	8,835	就労支援事業支出	6,422
就労支援事業収入	6,673	事務費	1,463
その他	1,384	事業費等その他	2,555
合 計	43,809	合 計	39,292

収支差額 4,516 千円

介護給付費，訓練等給付費及び利用者負担金を合わせた利用料金等収入を過去5年間で見ると，次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用料金等収入	33,201	32,499	27,891	30,707	45,110
生活介護				6,719	18,196
就労継続支援	33,201	32,499	27,891	23,988	26,914

平成24年度の利用料金等収入については，延べ利用人数が増加したこと等により前年度に比べ1,440万円（46.9%）の増加となった。

## ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。



(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 再委託の承諾

児童療育センターの管理に係る指定管理に関する協定書において第三者への委託が可能とされている業務以外の業務について、市の承諾を得ることなく再委託が行われているものがあった。

再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、京都総合福祉協会に対して指導し、改められたい。

(b) 専決権限の行使

緊急修繕に係る契約及び経費の支出について、専決権限を有しない職員が決定しているものがあった。

事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう、京都総合福祉協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務のみに係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、児童療育センターの収支報告において、指定管理業務以外の事業に係る収入及び支出を含めた収支の内訳を記載した事業報告書を受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(b) 開所時間及び休所日

指定管理に関する協定書によると、児童療育センターの開所時間及び休所日については、京都市児童福祉センター条例第4条に規定する開所時間及び休所日とすることとされているが、実際の運営状況と相違があった。

条例上の規定と施設の運営について整合を図るよう改められたい。

#### (4) 随時監査（委託料）

##### ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課等
(ア) 京都市総合療育事業	42,122	保健福祉局障害保健福祉推進室
(イ) 京都市発達障害者支援センター運営事業	69,945	
(ウ) 京都市在宅心身障害児（者）療育支援事業	11,958	

##### イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

## 8 社会福祉法人京都保育センター

### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 岡本憲明	設立年月日	昭和 50 年 11 月 6 日
事務所所在地	京都市伏見区小栗栖中山田町 21 番地 11		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 保育所くりのみ保育園の設置経営</p> <p>(イ) 保育所たかつかさ保育園の設置経営</p> <p>(ウ) たかつかさ児童館の設置経営</p> <p>(エ) 京都市西京極児童館の指定管理</p> <p>(オ) 京都市御室児童館の指定管理</p> <p>(カ) 京都市朱雀第三児童館の指定管理</p> <p>(キ) 放課後児童健全育成事業</p> <p>(ク) 地域子育て支援拠点事業の経営</p>		

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

社会福祉法人京都保育センター（以下「保育センター」という。）は，平成 24 年度において，京都市西京極児童館，京都市御室児童館及び京都市朱雀第三児童館の 3 施設の指定管理者となっている。

このうち，平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間指定管理者となっている京都市西京極児童館，及び平成 23 年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 4 年 5 箇月間指定管理者となっている京都市朱雀第三児童館を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市西京極児童館	京都市右京区西京極 西池田町 13 番地の 6	施設の管理運営	保健福祉局子育て支援部児童家庭課
(イ) 京都市朱雀第三児童館	京都市中京区壬生松 原町 19 番地の 2	同上	

#### イ 管理の状況

##### (ア) 事業の状況

a 児童館事業

- ・ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「学童クラブ事業」という。）
- ・ 健全な遊びの場所の提供
- ・ 遊びの指導
- ・ クラブ活動の育成と指導

b 学童クラブ事業に係る児童館の利用許可に関する業務

c 児童館の施設，附属設備及び備品の保守

d その他 a， b 及び c の実施に際し，必要と認められること

(イ) 利用及び収支の状況

a 京都市西京極児童館

(a) 利用の状況

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度
児童館	開館日数（日）	290	290
	延べ利用者数（人）	12,420	14,470
	1日平均利用者数（人）	42.8	49.9
学童 クラブ	実施日数（日）	289	290
	延べ出席児童数（人）	12,917	12,793
	1日平均出席児童数（人）	44.7	44.1

注 1日平均利用者数及び1日平均出席児童数は，小数点以下第2位を四捨五入

児童館の延べ利用者数は，増加しているが，学童クラブの延べ出席児童数は，124人（1.0%）の微減となった。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

（単位：千円）

収 入		支 出	
指定管理料	23,944	人件費	23,782
利用料金	4,934	事業費	4,893
雑収入等	198		
合 計	29,077	合 計	28,676

収支差額 401千円

利用料金収入を過去2年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
利用料金収入	4,681	4,934
月平均収入	390	411

平成 24 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 25 万円 (5.4%) の増加となった。

b 京都市朱雀第三児童館

(a) 利用の状況

区 分		平成 23 年度 (平成 23 年 11 月～)	平成 24 年度
児童館	開館日数 (日)	119	294
	延べ利用者数 (人)	3,066	10,524
	1 日平均利用者数 (人)	25.8	35.8
学童 クラブ	実施日数 (日)	119	293
	延べ出席児童数 (人)	3,984	10,927
	1 日平均出席児童数 (人)	33.5	37.3

注 1 日平均利用者数及び 1 日平均出席児童数は、小数点以下第 2 位を四捨五入

児童館の 1 日平均利用者数は、前年度に比べ 10 人 (38.8%) 増加している。

また、学童クラブの 1 日平均出席児童数は、前年度に比べ 3.8 人 (11.3%) 増加している。

(b) 収支の状況

実績報告に基づく平成 24 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	23,068	人件費	24,162
利用料金	4,028	事業費	2,239
雑収入等	32		
その他	70		
合 計	27,199	合 計	26,402

収支差額 796 千円

利用料金収入を過去2年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成23年度(平成23年11月～)	平成24年度
利用料金収入	1,367	4,028
月平均収入	273	335

平成24年度は、通年での収入となったため、前年度に比べ266万円の増加となった。月平均の利用料金収入は、前年度に比べ6万円(22.7%)の増加となった。

#### ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

##### (ア) 指摘事項

###### a 団体関係

###### (a) 指定管理に係る収支報告

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書に、業務に係る収入及び支出の内訳を記載することとされているが、次のような事例があった。

- ・ 当年度の収支を適正に表した内容となっていなかった。
- ・ 使途が不明確な支出が計上されていた。

収入、支出の内容を正確に把握し、事業報告書には指定管理に係る収入及び支出の額を適正に記載するよう、保育センターに対して指導し、改められたい。

###### b 所管課関係

###### (a) 貸与物品の管理

本市から保育センターに対して指定管理業務に要する物品を貸与しているが、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結していなかった。

適正な物品管理に向けて、具体的に取り組まれたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
地域子育て支援ステーション事業 （京都市西京極児童館）	250	保健福祉局子育て支援部 児童家庭課

イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

## 9 社会福祉法人洛南福祉会

### (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 長田 修	設立年月日	平成 8 年 9 月 30 日
事務所所在地	京都市伏見区向島新上林町 16 番		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>ア 第一種社会福祉事業</p> <p>(ア) 特別養護老人ホームヴィラ向島の設置経営</p> <p>(イ) 特別養護老人ホームレーベン横大路の設置経営</p> <p>(ウ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）サウスヴィレッジ向島の設置経営</p> <p>イ 第二種社会福祉事業</p> <p>(ア) 老人デイサービス事業（ヴィラ向島デイサービスセンター、レーベン横大路デイサービスセンター）</p> <p>(イ) 老人短期入所事業（特別養護老人ホームヴィラ向島、特別養護老人ホームレーベン横大路）</p> <p>(ウ) 老人介護支援センター（京都市向島地域包括支援センター）の設置経営</p> <p>(エ) 老人居宅介護等事業</p> <p>(オ) 障害福祉サービス事業</p>		

### (2) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金	23,878	施設サービスの向上	軽費老人ホーム及びケアハウスの運営	軽費老人ホーム及びケアハウスの運営に要する経費のうち利用料の一部を減免した額	保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課
(イ) 京都市地域包括支援センター活動推進事業補助金	129	包括的支援事業等の推進	地域包括支援センターが実施する包括的支援事業等	自転車等の備品の購入に要する経費 (上限 10 万円) 看板等の設置に要する経費 (上限 5 万円)	
合 計	24,007				



イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市軽費老人ホーム利用料補助金

a 事業の状況

ケアハウス「サウスヴィレッジ向島」の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	25,851	人件費	29,650
利用者等利用料収入	48,722	事業費	27,676
雑収入等	1,661	事務費	12,509
合 計	76,235	合 計	69,835

収支差額 6,399 千円

(イ) 京都市地域包括支援センター活動推進事業補助金

a 事業の状況

訪問活動に活用するための原動機付き自転車1台の購入及び地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の愛称、シンボルマークの地域への普及を図るための看板設置を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	129	原動機付き自転車購入費	142
団体負担分	42	看板設置費	29
合 計	171	合 計	171

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていました。

### (3) 随時監査（委託料）

#### ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	委託金額	委託事業の所管課
(ア) 地域包括支援センター運営 （向島地域包括支援センター）	25,214	保健福祉局長寿社会 部長寿福祉課
(イ) 見守り活動者名簿管理業務	50	
(ウ) 介護予防ケアプラン（二次予防事業対象者）作成	30	

#### イ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり意見を付しました。

##### (ア) 意見

###### a 職員の配置

介護保険法等において、支援センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者を置くこととされている。

しかしながら、今回の監査対象を含む複数の支援センターにおいて、専門職種の職員に欠員が生じている事例が見られた。

市は、支援センター設置の責任主体として、支援センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制整備に向けて適切に関与されたい。

## 10 株式会社アーキエムズ

### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	代表取締役社長 村田雅明	設立年月	昭和 37 年 2 月
事務所所在地	京都市中京区両替町通御池上る龍池町 449 番地 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 建築又は地域開発計画に関する調査, 企画, 設計, 請負, 施工及び監理並びにこれらに関するコンサルティング業務 イ 駐車場, 駐輪場に関する企画, 設計, 施工, 管理運営並びにこれらに関するコンサルティング業務 ウ 不動産の賃貸, 賃貸借, 仲介並びに所有, 管理及び利用に関する業務 エ 建物の保守管理業務 オ 損害保険代理業 カ 事務機器, 古物, 日用雑貨品, 清涼飲料水の販売 キ 商品の販売促進に関するコンサルティング業務 ク 上記符号に付帯する一切の業務		

### (2) 公の施設の指定管理者監査

#### ア 管理している公の施設

株式会社アーキエムズ(以下「アーキエムズ」という。)は,京都市自転車等駐車場(以下「自転車等駐車場」という。)のうち,平成 22 年 7 月 20 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年 8 箇月間,京都市松尾大社駅自転車等駐車場(以下「松尾大社駅自転車等駐車場」という。)の指定管理者となっており,また,平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間,京都市東寺駅自転車等駐車場(以下「東寺駅自転車等駐車場」という。),京都市近鉄十条駅自転車等駐車場(以下「近鉄十条駅自転車等駐車場」という。)及び京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場(以下「上鳥羽口駅自転車等駐車場」という。)の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
(ア) 京都市松尾大社駅 自転車等駐車場	京都市西京区嵐山宮ノ前町 47 番地の 3	施設の管理運営	建設局土木管 理部自転車政 策課(現 自転 車政策推進室)
(イ) 京都市東寺駅自転 車等駐車場	京都市南区西九条島町 66 番地 の 1	同上	
(ウ) 京都市近鉄十条駅 自転車等駐車場	京都市南区西九条西柳ノ内町 91 番地	同上	
(エ) 京都市上鳥羽口駅 自転車等駐車場	京都市伏見区竹田向代町 110 番地の 1	同上	

イ 管理の状況

(ア) 事業の状況

- a 自転車等駐車場の供用に係る業務
- b 自転車等駐車場の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

a 松尾大社駅自転車等駐車場

(単位：台)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一時利用	33, 558	65, 374	68, 627

平成 24 年度の一時利用台数は、前年度に比べ 3, 253 台 (5. 0%) 増加している。

b 東寺駅自転車等駐車場、近鉄十条駅自転車等駐車場及び上鳥羽口駅自転車等駐車場

(単位：台)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度
東寺駅自転車等駐車場	一時利用	27, 871	31, 103
	定期契約	2, 834	2, 779
近鉄十条駅自転車等駐車場	一時利用	14, 454	14, 269
	定期契約	603	556
上鳥羽口駅自転車等駐車場	一時利用	22, 209	23, 778
	定期契約	1, 879	2, 119

平成 24 年度は、近鉄十条駅自転車等駐車場を除き、一時利用台数が前年度に比べて増加しており、また、定期契約台数は上鳥羽口駅自転車等駐車場において前年度に比べて増加している。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

a 松尾大社駅自転車等駐車場

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	10,463	人件費	2,222
		事業費	235
		委託費	659
		小額修繕費	720
		納付金	3,056
合 計	10,463	合 計	6,892

収支差額 3,570 千円

b 東寺駅自転車等駐車場

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	13,369	人件費	2,547
		事業費	959
		委託費	762
		小額修繕費	63
		納付金	3,823
合 計	13,369	合 計	8,155

収支差額 5,214 千円

c 近鉄十条駅自転車等駐車場

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	4,347	人件費	887
		事業費	843
		委託費	757
		納付金	3,823
合 計	4,347	合 計	6,310

収支差額 △1,963 千円

d 上鳥羽口駅自転車等駐車場

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	10,349	人件費	1,407
		事業費	1,652
		委託費	764
		小額修繕費	365
		納付金	3,823
合 計	10,349	合 計	8,013

収支差額 2,335 千円

利用料金収入を過去3年間又は2年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
松尾大社駅自転車等駐車場	5,197	9,879	10,463

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
東寺駅自転車等駐車場	13,033	13,369
近鉄十条駅自転車等駐車場	4,516	4,347
上鳥羽口駅自転車等駐車場	9,432	10,349

平成24年度における利用料金収入は、近鉄十条駅自転車等駐車場を除き、前年度に比べ増加している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 事業報告書の内容

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳等を記載して提出

することとされているが、収入額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあるものを提出していた。

事業報告書については、正確な内容を記載するよう、アーキエムズに対して指導し、改められたい。

(b) 利用料金の徴収

自転車等駐車場の利用に伴う料金については、京都市自転車等駐車場条例（以下「自転車等駐車場条例」という。）に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、次のような事例があった。

- ・ 一部の利用料金について、承認の経路を経ずに料金を定めて徴収していた。
- ・ 承認を得て定めた利用料金の一部について、施設において表示を行っていないなど、当該利用料金の取扱いが徹底されていなかった。

自転車等駐車場条例に従い、適正な手続及び取扱いにより利用料金の徴収を行うよう、アーキエムズに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 事業報告書の内容

指定管理に関する協定書によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書については、業務に係る収入及び支出の内訳を記載して提出することとされているが、指定管理者から提出された事業報告書について、収入額が実際の決算額と異なっているなど、記載内容に誤りがあったが精査を行うことなく受領していたものがあった。

事業報告書については、記載内容の精査を行ったうえで受領するようになされたい。

(b) 公有財産に係る帳簿の整備

市公有財産規則によると、公有財産の適正な管理を行うため、必要な帳簿を備え付け、公有財産の所在、数量、価額等を明確にするものとされているが、不動産借受台帳を整備していないものがあった。

公有財産の適正な管理のため、必要な台帳の整備を行われたい。

## 11 公益財団法人京都市都市緑化協会

### (1) 団体の概要(平成 25 年 3 月 31 日現在)

代 表 者	理事長 森本幸裕	設立年月日	平成 7 年 3 月 1 日
事務所所在地	京都市東山区円山町 463 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	都市の緑化の保全、育成並びに創出を図るとともに、公園及び都市緑地や京都三山等が持つ優れた特色を最大限に活用することにより、緑あふれるまちづくりを推進し、自然と共生する生活文化を守り育て、市民の健やかで安全・安心な生活環境づくりに寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市都市緑化協会(以下「都市緑化協会」という。)の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、建設局水と緑環境部緑政課(現 みどり政策推進室)である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 都市緑化の普及啓発事業及び都市緑化事業の推進
- (イ) 都市緑化を促進するリーダーの育成
- (ウ) 都市公園及び緑地を利用した環境学習等の実施
- (エ) 都市公園及びこれに類する施設の管理運営業務の受託
- (オ) 都市緑化の促進に関する情報収集及び研究
- (カ) 上記(ア)から(オ)までの事業を推進する団体の育成及び協働
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業



ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	810	719	91
普通預金	54,833	40,373	14,460
現金預金合計	55,643	41,092	14,551
(2) その他流動資産			
未収金	33,924	37,003	△3,078
前払金	31	143	△112
立替金	414	531	△117
その他流動資産合計	34,370	37,678	△3,307
流動資産合計	90,014	78,771	11,243
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	20,004	20,004	—
定額郵便貯金	10,000	10,000	—
投資有価証券	19,996	19,996	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	21,945	19,521	2,423
事業推進積立資産	21,000	21,000	—
特定資産合計	42,945	40,521	2,423
(3) その他固定資産			
車両運搬具	67	241	△174
什器備品	7,010	271	6,738
その他固定資産合計	7,077	512	6,564
固定資産合計	100,022	91,034	8,988
資産合計	190,036	169,805	20,231
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	68,201	61,196	7,004
前受金	—	163	△163
預り金	1,294	1,097	197
賞与引当金	2,777	2,924	△147
未払法人税等	5,288	1,599	3,689
流動負債合計	77,561	66,980	10,580
2. 固定負債			
退職給付引当金	21,945	19,521	2,423
固定負債合計	21,945	19,521	2,423
負債合計	99,506	86,501	13,004
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産			
京都市出えん金	50,000	50,000	—
指定正味財産合計	50,000	50,000	—
(うち基本財産への充当額)	( 50,000)	( 50,000)	( —)
(うち特定資産への充当額)	( —)	( —)	( —)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	( —)	( —)	( —)
(うち特定資産への充当額)	( 21,000)	( 21,000)	( —)
正味財産合計	90,530	83,303	7,226
負債及び正味財産合計	190,036	169,805	20,231

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	91	94	△2
特定資産運用益	73	140	△67
受取入会金	—	—	—
受取会費	—	—	—
事業収益	58,935	20,810	38,125
受取補助金等	219,518	219,116	402
受取負担金	—	—	—
受取寄付金	40	69	△29
雑収益	4,912	16,459	△11,547
経常収益計	283,571	256,691	26,880
(2) 経常費用			
事業費	256,222	212,720	43,502
管理費	14,740	38,903	△24,163
経常費用計	270,963	251,623	19,339
当期経常増減額	12,607	5,067	7,540
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	93	141	△48
貸倒損失	—	2,501	△2,501
経常外費用計	93	2,642	△2,549
当期経常外増減額	△93	△2,642	2,549
税引前当期一般正味財産増減額	12,514	2,424	10,090
法人税、住民税及び事業税	5,288	1,599	3,689
当期一般正味財産増減額	7,226	825	6,401
一般正味財産期首残高	33,303	32,477	825
一般正味財産期末残高	40,530	33,303	7,226
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額計	—	—	—
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	—
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	—
III 正味財産期末残高	90,530	83,303	7,226

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

##### (a) 契約事務

公益財団法人京都市都市緑化協会経理規程（以下「都市緑化協会経理規程」という。）によると、契約については、競争入札により契約の相手方を決定することが原則であり、随意契約は、契約に係る予定価格が100万円を超えないときなどに限定されているが、次のような事例があった。

- ・ 随意契約を行う理由を決定書に明記することなく契約を締結していた。
- ・ 予定価格が100万円を超える契約について、競争入札を行うことなく見積り合わせにより契約の相手方を決定していた。
- ・ 随意契約を行うに当たって、決定書における当該随意契約理由の記載が不十分なものとなっていた。

都市緑化協会経理規程に従い適正な契約事務を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

##### (b) 公園施設の設置許可

都市公園法によると、都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならないとされているが、当該許可手続を経ることなく公園施設を設置していたものがあった。

都市公園法に従い適正な事務を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

##### (c) 領収書の取扱い

都市緑化協会が実施する講習会の受講料等の領収に当たって、領収書を作成していないものがあった。

現金の領収に当たっては、領収書を作成するよう、都市緑化協会に対して

指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 再委託の承諾

市契約事務規則によると、契約の相手方は、文書による承諾を得ずにその義務の履行を第三者に委託してはならないとされているが、契約書に未承諾再委託を禁止する条項を記載しておらず、また、文書による承諾を得ずに再委託が行われていたものがあつた。

市契約事務規則の趣旨に沿って、適正な事務を行うよう改められたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 経理に関する規程等の整備

都市緑化協会の基本的な経理に関する事務については、都市緑化協会経理規程等に基づき行っているが、具体的な事務処理について、都市緑化協会内部における一定の方針等はあるものの、明文化した細則等を定めることなく実施していたものがあつた。

現状、当該事務処理について大きな不備等が散見されることはないが、今後も適切な事務処理を継続的に行っていく必要性及び重要性に鑑み、具体的な取扱い等について細則等を定めたい。事務処理を行うよう、都市緑化協会に対して指導し、改善の取組を進められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
公益財団法人京都市都市緑化協会補助金	36,901	民有地の緑化・緑地保全の促進や緑化思想の普及啓発等を目的に設立された都市緑化協会への補助	緑化推進事業等に要する経費	事業に要する経費の範囲内において市長が必要と認める額	建設局水と緑環境部緑政課(現 みどり政策推進室)

## イ 補助金に係る事業及び収支の状況

### (ア) 事業の状況

緑化に関する各種の講習会，園芸等に関する無料の相談業務，緑に関するイベントの開催，広報誌・ホームページにおける情報発信等を行った。

### (イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	36,901	事業費	48,227
団体負担分	11,326		
合 計	48,227	合 計	48,227

## ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが，次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

### (ア) 指摘事項

#### a 所管課関係

##### (a) 補助金の交付の決定

補助金の交付の決定については，補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが，補助金の申請書の添付資料として提出された収支予算書に，収入に関する予算の記載がなく，また，補助対象となる事業以外の経費を含んだ支出に関する予算が記載されており，補助対象事業の収支予算が明確となっていないまま受領し，交付の決定を行っていた。

補助金条例等に従い，適正な事務を行うよう改められたい。

##### (b) 補助金の交付額の決定等

補助金条例によると，補助事業の完了後，補助事業者から提出された実績報告書等により実績を調査し，適合すると認めるときは，補助金の交付額を決定し，通知するものとされているが，次のような事例があった。

- ・ 補助金の実績報告書の添付資料として提出された収支決算書について，収入に関する決算が記載されておらず，また，補助対象となる事業以外の経費を含んだ支出に関する決算額が記載されており，補助の対象となる事業の収支決算が明確となっていないまま受領していた。

- ・ 補助金の実績報告書の確認後、交付額の決定及び都市緑化協会への通知を行っていなかった。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

#### (4) 公の施設の指定管理者監査

##### ア 管理している公の施設

都市緑化協会は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市梅小路公園及び京都市宝が池公園子どもの楽園（以下「子どもの楽園」という。）の指定管理者となっている。

このうち、子どもの楽園を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市宝が池公園子どもの楽園	京都市左京区上高野流田町	施設の管理運営	建設局水と緑環境部 緑政課（現 みどり政策推進室）

##### イ 管理の状況

###### (ア) 事業の状況

- 子どもの楽園の供用に係る業務
- 子どもの楽園の維持管理に係る業務
- その他市長が必要と認める業務

###### (イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
駐車台数	29,470	32,242

平成 24 年度の駐車台数は、新たなイベントを開催したことなどにより、前年度に比べ 2,772 台 (9.4%) 増加している。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成24年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	11,000	人件費	17,131
利用料金収入	16,121	委託費	4,236
		事業費	4,081
		小額修繕費	449
		その他	451
合 計	27,121	合 計	26,349

収支差額 771 千円

利用料金収入を過去2年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
利用料金収入	14,735	16,121

平成24年度の利用料金収入については、前年度に比べ138万円(9.4%)増加している。

ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 利用料金の徴収

子どもの楽園の利用に伴う料金の徴収について、指定管理者は、京都市宝が池公園子どもの楽園条例(以下「子どもの楽園条例」という。)に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めて徴収する必要があるが、この承認を経ずに料金を定めて徴収していた。

子どもの楽園条例に従い、適切な手続を経て料金を徴収するよう、都市緑化協会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

指定管理に関する協定書に基づき、本市から貸与している物品について、次のような事例があった。

- ・ 協定書に記載していない本市の物品があるなど、協定書の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。
- ・ 本市の備品について、所管換えの手続を行っていなかった。

市物品会計規則の趣旨に沿って、適正な事務を行うよう改められたい。



## 12 公益財団法人京都市生涯学習振興財団

### (1) 団体の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 上田正昭	設立年月日	昭和 56 年 3 月 16 日
事務所所在地	京都市中京区聚楽廻松下町 9 番地の 2		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都のもつ歴史と文化を生かした生涯学習に関する事業を行い、市民の自発的な学習意欲を喚起して生涯学習の振興を図るとともに、京都市域における教育と文化の発展に寄与することを目的とする。		

#### ア 出資の状況

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「生涯学習振興財団」という。）の基本財産は 8,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当である。

#### イ 事業の状況

- (ア) 講座、講演会及びその他の催しの開催
- (イ) 体験活動事業等の実施
- (ウ) 生涯学習情報の収集及び提供等
- (エ) 博物館等における展示事業の実施
- (オ) 生涯学習施設における貸館事業
- (カ) 生涯学習のための図書及び資料等の購入・収集・貸出・返却、参考業務及び読書推進事業の実施
- (キ) その他公益目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
小口現金	99	90	9
普通預金	213,702	147,313	66,388
未収金	1,141	547	593
棚卸資産	14,017	14,164	△ 147
商品券	1	1	—
仮払金	407	242	165
前払金	365	427	△ 61
繰延税金資産	1,645	1,169	475
流動資産合計	231,381	163,958	67,423
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
普通預金	—	12	△ 12
定期預金	40,000	40,000	—
投資有価証券	40,000	39,988	12
基本財産合計	80,000	80,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	504,107	362,344	141,763
退職給付引当投資有価証券	10,000	—	10,000
受託事業積立資産	—	18,600	△ 18,600
減価償却引当資産	6,605	72,359	△ 65,754
厚生事業積立資産	—	10,184	△ 10,184
駐車場積立資産	25,800	25,000	800
久我の杜生涯学習プラザ運営基金引当預金	25,201	25,694	△ 493
特定資産合計	571,713	514,181	57,531
(3) その他固定資産			
建物付属設備	5,373	6,306	△ 933
構築物	263	304	△ 41
什器備品	5,878	6,371	△ 492
電話加入権	5,811	5,811	—
商標権	176	226	△ 50
その他固定資産合計	17,503	19,020	△ 1,517
固定資産合計	669,216	613,202	56,014
<b>資産合計</b>	<b>900,597</b>	<b>777,160</b>	<b>123,437</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	148,218	91,941	56,276
未払法人税等	1,678	1,823	△ 145
未払消費税等	16,383	—	16,383
前受金	1,627	1,818	△ 190
預り金	8,599	16,722	△ 8,122
賞与引当金	63,137	63,333	△ 196
流動負債合計	239,644	175,638	64,005
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	514,107	456,446	57,661
固定負債合計	514,107	456,446	57,661
<b>負債合計</b>	<b>753,751</b>	<b>632,084</b>	<b>121,666</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
京都市出資金	30,000	30,000	—
京都市寄付金	50,000	50,000	—
指定正味財産合計	80,000	80,000	—
(うち基本財産への充当額)	(80,000)	(80,000)	(—)
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち特定資産への充当額)	66,845	65,075	1,770
(うち特定資産への充当額)	(57,606)	(151,837)	(△ 94,231)
<b>正味財産合計</b>	<b>146,845</b>	<b>145,075</b>	<b>1,770</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>900,597</b>	<b>777,160</b>	<b>123,437</b>

## (イ) 正味財産増減計算書

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	502	506	△ 3
特定資産運用益	120	120	△ 0
事業収益	70,710	72,705	△ 1,994
受取補助金等	1,512,318	1,472,801	39,517
雑収益	655	1,960	△ 1,305
経常収益計	1,584,306	1,548,093	36,213
(2) 経常費用			
振興事業費	48,048	44,973	3,074
受託事業費	1,513,525	1,461,933	51,592
サービス事業費	18,248	18,193	55
管理費	940	894	45
経常費用計	1,581,263	1,526,995	54,268
当期経常増減額	3,043	21,098	△ 18,055
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
資産処分損	—	296	△ 296
什器備品除却損	69	59	9
経常外費用計	69	355	△ 286
当期経常外増減額	△ 69	△ 355	286
法人税、住民税及び事業税	1,678	2,223	△ 545
法人税等調整額	△ 475	153	△ 628
当期一般正味財産増減額	1,770	18,365	△ 16,595
一般正味財産期首残高	65,075	46,709	18,365
一般正味財産期末残高	66,845	65,075	1,770
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	502	506	△ 3
一般正味財産への振替額	△ 502	△ 506	3
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	80,000	80,000	—
指定正味財産期末残高	80,000	80,000	—
III 正味財産期末残高	146,845	145,075	1,770

## (2) 出資団体監査

### ア 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項があり、また、意見を付しました。

#### (ア) 指摘事項

##### a 団体関係

###### (a) 公金収納に係る事務

京都市生涯学習総合センター条例（以下「生涯学習総合センター条例」という。）によると、京都市生涯学習総合センターを使用する者は、原則として使用料を前納しなければならないとされているが、特別の理由なく使用後に徴収しているものがあった。

使用料の徴収については、生涯学習総合センター条例に従い、適正な事務を行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

###### (b) 再委託の承諾

京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託契約書（以下「委託契約書」という。）によると、受託者は、市の承諾を得ずに業務を第三者に委託してはならないとされているが、承諾を得ずに再委託が行われていたものがあった。

再委託に当たっては、あらかじめ文書による承諾を得たうえで行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

###### (c) 貸与物品の管理

委託契約書に基づき本市から貸与された物品について、委託契約書に記録はあるが、現物を確認できない物品があった。

貸与物品については、委託契約書に従い、管理を適正に行うよう、生涯学習振興財団に対して指導し、改められたい。

##### b 所管課関係

###### (a) 貸与物品の管理

本市からの貸与物品について、委託契約書に記載していないものがあった。

市物品会計規則の趣旨に沿って、適正に貸与契約を締結するよう、改められたい。

(b) 行政財産の目的外使用料等

生涯学習振興財団の収益事業に関する行政財産の目的外使用料等について、次のような事例があった。

- ・ 使用許可後、使用料を速やかに調定していなかった。
- ・ 目的外使用に伴う実費を徴収していなかった。

使用料の調定は遅滞なく行うとともに、実費についても徴収するよう、改められたい。

(c) 弁償金の収入

委託契約書によると、生涯学習振興財団が委託料により購入した図書で、図書館において閲覧又は貸出しに供するため所蔵するものは、本市の所有とするものとされているが、本来、本市の収入にすべき弁償金が生涯学習振興財団の収入として取り扱われ、その収入をもって新たな図書が購入されていた。

適正な収入事務を行うよう、改められたい。

(イ) 意見

a 団体関係

(a) 販売目的の棚卸資産

生涯学習振興財団は、自主事業として多くの趣味・実技講座を実施しているが、その中で、水墨画の講座については、専用のテキストを作成・販売していた。

このテキストについては、平成2年度以降順次5種類を作成したが、長期間にわたり大量の在庫を抱えたまま、平成25年度の講師変更に伴うテキストの変更により、販売見込みがなくなった。

また、生涯学習に関する冊子についても数種類を作成・販売しているが、これらについても数年間全く販売実績がないものがあるなど、大量の在庫を抱えている。

平成24年度末の貸借対照表上の棚卸資産1,401万円のうち、資産価値のないものについては損失として経理処理を行うとともに、今後、このような損失を発生させることのないよう、テキストや冊子については、作成の必要性、販売見込み等を慎重に検討したうえで適切な作成及び管理を行うよう、生涯

学習振興財団に対して指導されたい。

b 所管課関係

(a) 負担金の支出

教育委員会は、平成 24 年度に他の団体と共に展覧会等を主催したが、その開催に要する経費について、生涯学習振興財団から負担金として支出させていた。

当該負担金は、教育委員会が生涯学習振興財団に委託する京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等に関する委託の経費から支出されたものであるが、負担金の対象となる展覧会等は生涯学習振興財団への委託業務ではなく、不適切な支出である。

また、平成 24 年度の教育委員会から生涯学習振興財団への上記委託業務の委託料には、当該負担金に相当する金額は見込まれていないため、結果的に委託業務の執行経費が削減される形となった。

教育委員会は、経費の支出に当たっては、目的に沿った予算を確保し、適正な執行に努められたい。

(b) 公の施設の管理

教育委員会は、公の施設である京都市生涯学習総合センター及び図書館等（以下「本件施設」という。）において、生涯学習事業等を実施しており、その一部を生涯学習振興財団に委託している。

その内容は、本件施設における生涯学習等の実施及び使用料の徴収その他管理に関する事務であり、公の施設の管理を包括的に行わせるものといえ、本来、公の施設の指定管理者制度により実施すべきものであるが、教育委員会は、「当該施設において市職員が行うべき根幹業務が存在するため」という理由により、業務委託しているものである。

生涯学習振興財団は、元々本件施設の開設に際し、産官学の連携による生涯学習事業の実現や「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」の効率的な実施等を目的に設立された団体であり、設立当初から現在まで、教育委員会の職員が生涯学習振興財団の運営に財団職員と共同で携わる独特の運営方式を採っており、教育委員会では、このことにより、様々な取組において優れた成果を挙げているとしている。

しかしながら、前述したように、本件施設の委託業務については、公の施設の管理を包括的に行わせるものといえるため、公の施設の指定管理者制度により実施すべきものであり、教育委員会は、その実施に向けての取組を促進されたい。

### (3) 財政援助団体監査

#### ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	補助金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
生涯学習事業補助金	2,886	生涯学習の振興	生涯学習事業	社会教育振興基金運用収益額を上限として対象事業に要する経費のうち一部	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

#### イ 補助金に係る事業及び収支の状況

##### (ア) 事業の状況

生涯学習講座案内「まなびすと」及び文化誌「創造する市民」を発行した。

##### (イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	2,886	事業費	2,886

#### ウ 監査の結果

おおむね適正に執行されていましたが、次のとおり市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項がありました。

##### (ア) 指摘事項

##### a 所管課関係

##### (a) 補助金の交付の決定

補助金の交付の決定については、補助金条例及び補助金ごとの交付要綱に従って行うものとされているが、交付要綱に規定する申請期日を大幅に超過した申請に基づき補助金の交付を決定していた。

補助金条例等に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

(b) 補助金の交付額の決定

補助金条例によると、補助事業等の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、実績報告書等による実績の調査を行わずに、交付額を決定していた。

補助金条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。



### 13 出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査に係る意見

行政財産である本市の公の施設の一画に、指定管理者等の団体が当該団体の事務所を設置している場合があるが、地方自治法、京都市公有財産及び物品条例等に基づく行政財産の目的外使用許可の経路を経ず使用している団体がある一方、一部については当該経路を経て使用している団体が見受けられる等、本市の対応にばらつきがある。

団体によっては、指定管理業務や本市からの施設の管理等に係る委託業務以外に当該団体独自の事業等を実施しているものもあり、そのような場合に、本市の行政財産を使用する法的根拠が曖昧なまま、無償で本市の行政財産を当該団体に提供していることの合理的根拠は見出し難い。

については、行政財産の目的外使用許可の経路の必要性及び使用料徴収の要否について検討し、本市として、行政財産の管理上、適切かつ統一的なルールを確立し、適正な行政財産の管理事務の遂行に努められたい。

(監査事務局)